

「いつまでも」は忘れずに

固定資産税課へ届け出を

家屋を取り壊したら連絡を

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税していま

年の途中で家屋を取り壊した場合でも、その年度分は全額課税されます。今年、家屋を取り壊した人は、年内にご連絡ください。

ただし、法務局で滅失登記済みの場合は不要です。

既存の未登記家屋の売買・贈与などで所有者を変更した場合「未登記家屋所有者変更届」を提出してください。

問合せ 固定資産税課家屋担当 (☎423・9428)

代表納税義務者の届け出を

固定資産の所有者が亡くなった後、まだ相続登記をしていない場合は、相続人の中から代表納税義務者を選任して「相続人代表者等指定届」を提出してください。

共有物件の代表納税義務者が亡くなった時は「納税義務者変更届」を提出してください。

問合せ 固定資産税課管理・償却資産担当 (☎423・9426)

市・府民税の主な改正点

住宅借入金特別控除の特例の創設

下表のとおり、消費税率10%が適用される住宅取得などについて、住宅ローン控除の控除期間が3年延長されます。

ふるさと納税制度の見直し

総務大臣の指定を受けていない地方公共団体に対する令和元年6月1日以降の寄附金は、ふるさと納税(特例控除)の対象外となります。(☎)注意

個人住民税における住宅ローン控除

居住年	平成26年4月～令和元年9月 令和元年10月～令和2年12月	令和元年10月～令和2年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13万6,500円)	同左
控除期間	10年	13年

※ 所得税と個人住民税の基

本控除は控除の対象です。

問合せ 市民税課課税担当 (☎423・9418, 9419)

柔道整復、はり、きゅう、あん摩、マッサージ

適切に受療し、医療費の適正化にご協力を

整骨院や接骨院で柔道整復などを受療する場合、保険適用できるケースは限られています。適切な受療は医療費の適正化につながります。ご協力ください。

保険適用できるケース

① 整骨院や接骨院の受療：骨折・脱臼(応急処置を除き予め医師の同意が必要)

申請書の配布は12月18日(水)から。申し込みは1月10日(金)～31日(金)に

チビッコホーム(放課後児童クラブ)

令和2年度利用申請を受け付けます

市では、下校後、就労などで家庭に保護者のいない児童が家庭の雰囲気や楽しく過ごせるよう、チビッコホームを開設しています。

詳しくは申請書類やホームページをご覧ください。

場所 通学している各小学校
※ 東葛城小学校は、山滝小学校での利用になります。

費用 負担金：月7千円、諸費：月2千円、傷害保険料：年800円

申請書類 12月18日(水)から

※ 午後6時～6時半の利用は別途延長保育料として月1500円が必要です。

申込 申請書類に勤務先など

保険請求できるため、施術を受けた時は「療養費支給申請書」の施術箇所や回数をご確認のうえ、署名・押印してください。

保険適用できないケース

② はり、きゅうの受療：神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患
③ あん摩、マッサージの受療：筋麻痺や関節拘縮などで医療上必要な場合
※ 受領委任を取り扱っていない施術者が患者に代わって

受付日時	
1/10(金)	9時～17時半
1/14(水)～17(金)	
1/19(日)	
1/20(月)～24(金)	9時～20時
1/27(月)～31(金)	9時～17時半

※ 上記受け付け分は、低学年から優先で利用を決定します。締め切り後の受け付け分は先着順となります。

広告

だから楽しい! ボーカル教室 30分無料体験実施中!

音程が安定する、声を通りやすくなるなど好評! 6歳～88歳が通う「USボーカル教室」。一人ひとりの悩みに合わせたレッスンだから驚くほど上達する。まずは30分無料体験レッスンへ!



初月月謝一律3,000円引き ※例: 個人レッスン(月2回) 11,000円→7,000円

USボーカル教室岸和田駅前校 岸和田市野田町1-7-2 アルトビル2F-4号

0120-1692-88



広告問合せ

(株)M総合企画 (☎072・275・5449) (株)朝日オリコム大阪 (☎06・6226・1314) (株)宣成社 (☎06・6222・6888)

24時間営業

“いつでも”便利に“安心”を

アクロスプラザ東岸和田店

〒596-0825 岸和田市 土生町 4-2-1 電話 :072-493-3361

welcia ウェルシア薬局